熊取町議会委員会会議録

議 員 全 員 協 議 会

令 和 7 年 2 月 20 日開催

熊　取　町　議　会

目　　次

〔議員全員協議会（２月20日）〕

第３期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について…… 2
第４次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」改革項目の見直し（案）について… 5
熊取町いじめ防止基本方針に基づく再調査委員会の設置について …… 10
熊取町こども計画の策定について …… 11
第４次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の策定について …… 16
帯状疱疹ワクチンの定期接種化について …… 18
加齢性難聴対策について …… 21
その他報告 …… 26
１．各種様式等における性別記載欄の見直しについて …… 26
２．ひまわりバスに係る新規バス停の設置等について …… 26
３．小学校プール一般開放事業の廃止について …… 27

議 員 全 員 協 議 会

月　　日	令和７年２月20日（木曜）招集			
場　　所	熊取町役場議場			
出席議員	１　番	文野慎治	２　番	多和本英一
	３　番	長田健太郎	４　番	石井一彰
	５　番	坂上昌史	６　番	大林隆昭
	７　番	坂上巳生男	８　番	江川慶子
	９　番	渡辺豊子	10　番	二見裕子
	13　番	田中圭介	14　番	河合弘樹
欠席議員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総合政策部統括理事	明松大介	総合政策部統括理事	松浪敬一
	総務部長	永橋広幸	総務部理事	井口雅和
	住民部長	木村直義	住民部理事	山本浩義
	健康福祉部長	野原孝美	健康福祉部統括理事	石川節子
	健康福祉部理事	阪上正順	都市整備部長	白川文昭
	都市整備部理事	山田大河	都市整備部理事	庭瀬義浩
	会計管理者兼会計課長	根来雅美	教育次長	巖根晃哉
	教育委員会事務局理事	三原順	企画財政経営課長	近藤政則
	企画財政経営課参事	竹田陽介	人事課長	大神輝光
	人権・女性活躍推進課長	片岡涼子	健康・いきいき高齢課長	桑原良治
	子育て支援課長	安達純子	道路公園課参事	宮内要重男
	学校教育課参事	南宗孝	生涯学習推進課参事	立石則也
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛

案　　件

１）第３期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について

２）第４次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」改革項目の見直し（案）について

３）熊取町いじめ防止基本方針に基づく再調査委員会の設置について

４）熊取町こども計画の策定について

５）第４次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の策定について

６）帯状疱疹ワクチンの定期接種化について

７）加齢性難聴対策について

８）その他報告

・各種様式等における性別記載欄の見直しについて

・ひまわりバスに係る新規バス停の設置等について

・小学校プール一般開放事業の廃止について

議長（河合弘樹君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（河合弘樹君）本日の案件は、第３期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）についてほか６件、その他報告が３件であります。

発言される方は挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は、会議の途中でも退席いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件１、第３期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）についての件を説明願います。近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）それでは、説明をさせていただきます。

まず、冒頭にこのまち・ひと・しごと創生総合戦略の性質についてご理解いただくために、説明申し上げます。

こちらの戦略につきましては、企業版ふるさと納税ですとか地方創生の交付金、こちらを活用するために必ず策定しなければならない、こういう前提でございます。なお、計画期間中であったとしても、柔軟にそこの変更も可能なものになっておりますので、現時点での案について、今からご説明をさせていただきます。その前提でよろしくお願いいたします。

概要版につきまして、今日は説明させていただきます。沿っていただきます。

早速ですが、概要版の１ページ目からご覧ください。

まず、総合戦略の趣旨です。

こちらのポイントにつきましては、総合戦略の重要な基礎となる人口ビジョン、こちらを見直した上で総合戦略に統合いたします。そして、国の総合戦略におけるデジタル化推進の動きに併せまして、本町のスマートシティ構想についても、この総合戦略に統合するものでございます。なお、熊取町スマートシティ構想に代わるものとしましては、デジタル化の具体的な方向性、こちらについては仮称でございますが、ＤＸ推進計画において示すこととしております。

次にその下、総合戦略の位置づけと計画期間でございます。

総合計画及び見直し後の行革アクションプログラム、こちらと整合的、一体的に地方創生に取り組み、令和７年度から５年間の計画とするものでございます。

続いて、真ん中の人口動向分析につきましては、主なものとして、今後も言わずもがなでございますが、少子高齢化が進み、25年後の令和32年度の総人口が３万3,329人になるとともに、いわゆる年齢３区分ごとの割合につきましても、少子高齢化の進行を示す推計となっております。また、自然増減につきましては、死亡者が出生数を上回る状態が継続することが見込まれる一方で、合計特殊出生率が全国平均、大阪府平均を上回っておる状態でございます。社会増減につきましては、０～９歳、30～39歳の年齢層で、令和３年から５年まで社会増となっております。最後に、労働力人口につきましては、全体としては減少傾向にあるものの、女性について見ますと、年々増加しております。25歳～54歳では、およそ80％前後ということでその集計を記載しております。

次に、今回の策定に合わせて実施しております住民アンケートの結果から、主なものとして、理想の子どもの人数ですとか、転入理由、今後の定住意向について記載しております。ポイントとしましては、やはり経済的な理由等により、理想の子どもの人数が実現していないことですとか、20

歳～29歳では、仕事や自分の時間を重視する傾向、こういったものが見られるものでございます。また、年代別でやや違いはあるものの、子育て・教育関連や、自然住環境、通勤等の交通利便性を本町への転入理由として挙げられる方が多い結果となっております。定住意向については、本町への愛着等を理由に、61％の方が熊取町に住み続けたいというご意向を示していただいております。

そして、一番下の部分でございます。

人口ビジョンのまとめといたしましては、本町においてももはや人口減少は避けることができないという厳然たる事実に基づく認識を持ちまして、その中でいかに活力あるまちづくりを行うか、こういった視点で地方創生に取り組むこととし、直近のいわゆる社人研推計、こちらを本町の人口将来予測としておるものでございます。

続いて、２ページをご覧ください。

一番上の部分でございます。先ほど申し上げた人口動向や住民意識調査結果から導いております、今回策定する、この総合戦略につきましては、持続可能な行財政運営を基礎に、本町の強みである子育て・教育、安全・安心を中心に、これまで以上に戦略的に地方創生に取り組むことを基本方針としております。

そして、その下の表の部分でございます。今、申し上げた基本方針に従いまして、地方創生を推進するに当たっての基本目標、こちらを３つ設定しております。それぞれの基本的方向性ですとか、具体的な施策を示しておるとともに、こちらは第２期の総合戦略、現行の総合戦略を基本としながら、一部変更しておりますので、後ほど特徴的なものを少しご説明させていただければと思います。

なお、ＫＰＩにつきましても第２期の戦略を基本としながら、一部変更したものでございます。

次に、その下の左右の矢印部分でございます。こちらが、各施策を推進する上でのいわゆる横断的な視点としまして、全ての施策に通ずる考え方として、公民連携・広域連携、デジタル化、戦略的な情報発信、この３つを掲げて地方創生を進めることとしております。

次、最後でございます。第３期の総合戦略の数値目標の部分でございます。

１つ目が年少人口割合12.3％の維持、これは令和７年の推計値の水準を維持しようとするものでございます。

２つ目は、住民の定住意向70％以上ということで、今回の調査結果の61％を上回る目標を設定するものでございます。

続きまして、全体版につきまして先ほど申し上げた特徴的なもの、幾つか説明させていただきます。

15ページまでの内容につきましては、先ほど、概要版の１ページにまとめておりますので、16ページ以降をご覧いただければと存じます。

まず、16ページの基本目標１の基本的方向性でございますが、これまでと変わらず、子育てしやすいまちとしての熊取ブランドを維持するために、子育て・教育施策を維持、拡充するものでございます。

その下の①の２段落目についてでございますが、住民意識調査でも明らかになりました、子育て世帯の経済的負担の軽減、これを希望する、これが希望する子どもの数を実現するために求められているということから施策の方向性として記載をしたものでございます。

次に17ページ、ご覧ください。

（２）教育の充実の①でございます。こちらは引き続き、基礎的・基本的な知識等の習得、育成を図るとともに、子どもたち一人一人の個性に応じた学習活動を行っていくことを施策の方向性としております。

また、今日的には、子どもたちの学びを保障するために、不登校等の様々な状況に応じた支援を行うことも記載しております。

続いて、19ページでございます。

基本目標２の（１）の①でございます。

言わずもがなでございますが、南海トラフ地震をはじめとする災害に備え、自助、共助の意識を醸成するとともに、防災資機材の更新、防災士と連携した高齢者等に配慮した防災体制整備、避難所運営に努めるものでございます。また、住宅、ため池等の耐震化ですとか、大雨に対する備え、浸水対策といった総合的な雨水対策を促進することとしております。さらには、公式ＬＩＮＥを活用した防災情報の発信により、安全確保に努めることをその方向性としております。

次に、20ページでございます。

（２）の②につきましては、この後、行革のご報告もさせていただくんですが、行革の取組でもございます役場窓口改革ですとか、公共施設運営の最適化、未利用地の売却等を図るとともに、主要都市計画道路整備に向けた関係者との協議、ごみ処理施設等の整備、管理について、広域連携等進めることとしております。

次に、23ページご覧ください。

基本目標の３つ目でございます。

こちらも基本的な方向性でございますが、ふるさと納税や企業誘致等による収入確保の強化、新たな雇用促進を図るとともに、誰もが働きやすい地域社会を実現することとしております。さらには、地域資源を生かした観光施策や生涯学習活動により、にぎわいと活力あるまちづくりを進めるものでございます。

その下の（１）の①でございます。

企業誘致や新たな地場産品等、創出に向けた事業者支援に加え、引き続き、産業活性化基金を活用した熊取ブランドの創出、産業振興、起業家支援を行っていくことを施策の方向性としております。

最後に、24ページの（３）の①でございます。

引き続き、ブルーベリーを使った特産品の開発に加えまして、本町の自然環境を生かした各施設が総合連携した利活用の検討ですとか、スイーツに代表される本町の地域資源を活用した観光・交流人口を増加させる取組を推進することとしております。そして、これらと併せて、関係団体と連携し、情報発信等に努めることにより、国内外からの観光・交流人口の増加により、地域の活性化を図っていくものでございます。

以上なんですが、なお、この後、今日の報告を終えました後、パブリックコメントを実施し、令和７年３月末までにこの戦略を策定したいと考えております。

私からは、以上でございます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

８番（江川慶子君）すみません、ちょっと気になったんで、教えてもらいたいんですけれども、21ページの重要業績評価指標（ＫＰＩ）のところの道路整備延長のところです、実績が39で目標が335、ちょっと数字がかけ離れているので何か違うのか、何か理由があるのかと思ったので、聞かせてもらいます。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）こちらにつきましては、道路公園課において策定しております第３次道路整備計画に基づく整備路線の延長を合計したものでございます。その合計が、こちらにあります335メートルということで、例えば町道五門久保小谷線であったりとか、あとは、町道大久保西５号線、こういったものを積み上げた結果がこの数値、335ということになっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件１、第３期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）についての件を終

了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件２、第４次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」改革項目の見直し（案）についての件を説明願います。竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）それでは続きまして、第４次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」改革項目の見直し（案）についてご説明をさせていただきます。

まず、資料のほうご覧いただきますと、資料につきましては、概要版が２ページ、本体が20ページの合計22ページとなってございます。

まず、概要版でございます。

１つ目の見直しの背景といたしまして、今回、令和５年度の決算が悪化したという状況と、昨今の新たな財政需要としまして、会計年度任用職員の勤勉手当制度の創設、標準準拠システムの移行経費、あるいはふるさと納税の制度改正などでございます。こういった、現アクションプログラムでは見込んでいなかった、新たな財政需要も発生しているというところで、右の括弧の中にありますように、強力な行財政改革の推進が必要となり、今回、行革ＡＰ改革項目の見直しを行うものでございます。

見直しに当たりましての基本方針の目標額としましては、記載のとおり令和７年度～９年度の３年間で15億円を目標効果額とするものでございます。なお、行革プラン本体に掲げておる大きな目標としましては、まず１番、基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営の確立、２番として、財政調整基金の令和９年度末残高10億円を確保というのが大きな目標でございます。

まず、３番目です。

今回の見直しに当たっての主な取組項目を掲げてございます。２つの分類で、まず１つ目、歳入確保の強化としまして、①番、ふるさと納税の推進。今回の上積み効果額として7,500万円、２つ目、未利用地の処分、大久保水源地跡地など１億4,500万円でございます。③番、受益者負担の適正化。ごみ処理手数料の見直し及びミニサイズの導入で2,900万円、保育料・副食費の適正額の検討1,500万円などでございます。

２つ目の分類としまして、徹底した事務事業の見直し。①番としましては、人件費の見直し、職員の適正管理で１億8,000万円、支援教育介助員配置基準の見直しで6,300万円、社会教育施設等の管理運営方法の見直し3,600万円などでございます。

次、２ページ目でございます。

事務事業の見直しの②つ目、施設の管理運営の見直し。こちら駅下にぎわい館の開館時間等見直し320万円、ふれあいセンター夜間開館の廃止306万円、小・中学校コンピューター教室の廃止6,300万円などでございます。

③番、投資的事業の見直し。こちらは、上積みの効果額として２億1,100万円でございます。

続いて、４番目としまして、今回、効果額は計上していないんですが、将来的に効果額が生じる可能性があるものとして、こちら、何点か掲載してございます。図書館の管理運営方法の検討、窓口業務の委託化の検討、あるいは公園の整理、統廃合、学校施設の規模、配置の最適化、公有財産の処分として、旧大原衛生公苑、あるいは世代間交流センター用地、最後に駐車場の有料化などでございます。

５番目、総括としまして、こちら表にしておるんですが、現アクションプログラムの改革項目では、７年度から９年度の３年間の効果額６億5,320万円、改革項目数を87としていたものですが、今回、見直し後によりまして、改革項目の効果額15億6,686万7,000円、改革の項目数を124と見直しを行ったものとなってございます。

最後、６番目に今後のスケジュールでございます。

本日、会期前の議員全員協議会にてご報告をさせていただきまして、その後、３月の中旬をめどに、行政改革の審議会を開催いたしまして、委員のご意見なども伺った後、３月下旬をめどにこの

見直しの策定を行いたいと考えてございます。
ここまで、概要版としてまとめたものでございます。
次の３ページ目以降が、アクションプログラムの改革項目の見直しの本体でございます。
こちら、各取組項目につきましては、12月の議員全員協議会でも、中間報告という形で一定お示しさせてはいただきましたが、補足的にご説明させていただきます。
この本体の資料の４ページ、ＳｉｄｅＢｏｏｋｓのページでいいますと６ページになるんですが、６ページ目、本体の４ページをご覧ください。
アクションプログラム見直し改革項目の一覧でございます。
資料につきましては、（１）番、まずは事務の改善で、１つ目のスマートシティ化の推進となってございます。それのナンバー１番の電子申請システムの導入からその下のナンバー７番の電子図書館の推進、こちらまでが現在のアクションプログラムで掲げている項目になってございます。それの後ろに新１として、行かない・書かない窓口の検討ということで、今回、新たに追加した項目を黄色の網かけで表示した形となってございます。
各改革の項目と取組内容を掲げた上で、右のところに令和７年度から９年度の効果額の累計を掲げてございます。
現アクションプログラムの項目につきましては、既に令和５年、６年で取組済みのものにつきましては、行革実施済みという形でお示しを、整理をさせていただいております。
続いて、その次のページの５ページをご覧いただきますと、５ページのところでは一番下のところで、今回、新２番として、入札事務の見直しを今回、追加した形になってございます。
以下、今回の見直しにより、追加、拡充したものにつきましては、黄色の網かけでお示しをさせていただいております。
少し飛ぶんですが、７ページをご覧ください。
７ページのところで、３つ目の新８番の学校施設の規模、配置の最適化の検討をご覧いただきますと、こちらもともと、現アクションプログラムの項目では、ナンバー25として、24番の立地適正化計画の後ろに25としてこの項目はあったんですが、今回、その内容につきまして、学校プールの将来的な在り方を検討するという形での内容の修正、拡充したものになってございます。こういったものにつきましては、もともとの25に加えて、新８番という形で、項目のところに拡充と記載した上で、お示しさせていただいた形になっております。
同じような形で、少し飛ぶんですが、９ページをご覧ください。
９ページのところで、上から２つ目、新13番、今後の地域公共交通の在り方の検討という項目でございます。こちらにつきましても拡充としまして、取組内容の後段のところをご覧いただきますと、また、後ほど案件としても別途ご報告させていただきますが、令和７年度からバス停の新設及びルートの見直しを行った上で、ひまわりバスの有償運行を再開するという形で、内容を拡充させた形で今回お示しをさせていただいております。
続いて、10ページをご覧ください。
10ページにつきましても、今回、事業の見直しの項目、新しく追加した項目など、黄色で網かけしてございます。
中間報告の時点から、例えば、上から３つ目の高齢者日常生活用具の給付等事業の廃止など、中間報告の時点からも幾つか項目のほうを追加してございます。
次の11ページをご覧ください。
11ページにつきまして、一番上に投資的事業の抑制の項目でございます。こちら、中間報告の時点では、効果額は入っていなかったんですが、今回、その効果額も積み上げた形でお示しをさせていただいております。
少し飛びますが、14ページをお願いします。
14ページのところでは、冒頭に概要の説明の中でも申し上げましたが、今回の見直しの主要項目

として掲げております歳入の確保の強化、その中で、一番下の表のところをご覧いただきますと、公有財産の処分・活用として、各公有財産についてお示しをしております。

その中では、次の15ページのところをお願いします。

15ページの一番上、旧大原衛生公苑、新36番、旧大原衛生公苑処分について、今回、中間報告の時点から、項目を追加した形になってございます。

続いて、17ページをお願いいたします。

17ページの項目、人件費の見直しでございますが、これも概要版の中で申し上げた主要な項目として、ご説明した内容になってございます。

人件費の見直しについては、今回、見直しの考え方として、新49番の職員数の適正管理、３つ目のところでございますが、そちらご覧いただきますと、今回、事業の見直しを行うことで、その見直しと併せて、総人数の抑制も図っていくという考え方で、こちらお示しをしてございます。

次、18ページをお願いいたします。

18ページで、最後、新54番まで、今回、新しい項目として54まで掲げてある結果、右下のところに箱に入っておるんですが、令和７年度から９年度の目標効果額として、合計で15億6,600万円と、目標効果額をこちら記載してございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

19ページは、９月の議員全員協議会にて、まずお示しさせていただいた、５から９の取組前の収支推計でございます。そのときに、真ん中の少し下のところで、黄色の網かけ、①番としておるんですが、令和７年度から９年度の３年間の財源不足として、三角、マイナスの32億7,300万円の収支推計をお示しさせていただいております。

続いて、すみませんが、20ページ、最後のページをお願いいたします。

今回、見直し改革取組をすることで、この収支推計、もともと７から９の財源不足、①番、32億7,300万円としておった収支不足につきまして、今回、②番、３年間の行革の取組の効果、15億6,700万円、これを積み上げることで、このマイナスの財源不足を圧縮する形になっております。

その結果、一番下の表３、各基金年度末現在高です。ここにあるように、財政調整基金の９年度末残高、③番、10億円を確保した上で、全体の基金としても41億9,500万円と、一定の基金残高を残すというような形でのプランの見直しの形でございます。

今回、見直しを行った後のアクションプログラムの各個別の各項目につきましては、令和７年度以降、それぞれ一つ一つ取り組んでいく形にはなるんですが、その都度、きちんと議員のほうにもご説明をさせていただきながら、またご意見も伺いながら、一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からの説明、以上でございます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。石井議員。

４番（石井一彰君）パソコン教室の廃止は何ページでしたか、6,000万円ほどの削減効果額があった分ですけれども、８ページですか。

議長（河合弘樹君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）資料のほうで８ページ、ＳｉｄｅＢｏｏｋｓの10ページ目になるんですが、８ページの上から２つ目のところになるかと。

議長（河合弘樹君）石井議員。

４番（石井一彰君）こちらなんですけれども、具体的に、毎年2,100万円ほどの効果額が３年連続続く形になっているんですが、具体的にはどうなんでしょう。本来、教室廃止したら、そこで一旦終わって、全て終わってしまうんかなと思うんですが、毎年、こういう形で発生するというのは、どういう内容なものなんでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）こちらにつきましては、今もうＧＩＧＡスクール構想で１人１台端末という形で配備されている中で、従前でしたらこのコンピューター教室を使って、そういった授業とかに取り組んでおったところなんですけれども、先ほど言いましたように、１人１台端末というところで、もうコンピューター教室での授業云々というのは必要ないだろうということで、まず廃止させていただくものでございます。

こちらのコンピューター教室に関しましては、一定、その機器のリースという形でずっと取り組んでおりましたので、もしこれを廃止せずにこの教室を使うとなれば、毎年2,000万円ずつのリース料がかかると、これが効果額として上げさせていただいているものでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

４番（石井一彰君）分かりました。リースということですね。かしこまりました。

あと、続きまして、11ページに投資的事業の抑制、こちらの内容というのは、どういう形で紹介していただけるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）投資的事業につきましては、もともと、ここ数年、投資的経費というのが、小・中学校のトイレの洋式化であったり、東小学校の大規模改修とか、駅地の整備とかで、割と大きめな事業が続いておったところで、収支推計のところにも割と大きい数字は入っておったんですが、もともと、そこから毎年１億円ずつ落とすというのが、もともとの行革プランの１億円、１億円、１億円の３億円を目標としておったところです。

今回、そこからさらに、言ったら上限を設定するような形で、今回、線を引くような形で、令和７年度予算ベースでの効果額を設定していた形で事業費をぐっと抑えたような計画にしたところになってございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

４番（石井一彰君）はい、ありがとうございます。

あと、最後にもう一つ、最終ページです、20ページ、見直し後の取組後の収支推計なんですが、見直し前は、くまとり防災基金、こちらのほうが繰入れ予定、基金繰入れ予定はなかったんですが、今回、見直し後、令和８年度と令和９年度には、それぞれ5,000万円ずつの防災基金の繰入れが予定されています。これは、どういった内容で使われる基金でしょうか。

議長（河合弘樹君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）こちら、具体的にこういったものというところではないんですが、考え方、方針としましては、例えば行革を取り組んでいく中でも、教育、子育てもそうなんですが、安全・安心という分野は、やはりおろそかにはできないところでございますので、そういった取組に対しては、やっぱり防災基金のほうも積極的に活用していこうという形で、こちらのほうは繰入れのほうの形でお示しをさせていただいたものになってございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

４番（石井一彰君）分かりました。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）すみません、基金繰入れのないようにということで、今回の行革、いろいろ検討していただいたかなというふうに思うんですけれども、その中で15億円、効果額を絞り出して、計画つくってくださったんですけれども、ちょっと１点だけ分かりにくいのが、17ページの、先ほども説明であったんですけれども、49番ですか、ナンバー49番の職員数の適正管理というところで、これ金額すごく、令和７年度3,000万円、令和８年度6,000万円、令和９年度9,000万円という大きな数字が入っていまして、事業の見直し等に併せて、総人数の抑制、縮減を図るというふうには、ざ

くっと書いているんですけれども、ここがちょっと見えにくい、どういう計算根拠でこういったところが、数字が上がってきているのかなというところ、説明していただけたらなと思います。

議長（河合弘樹君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）こちらの金額なんですけれども、計画の見直しと合わせまして、一応、計算の根拠なんですけれども、特に縮小はしておりませんが、大体、１人300万円の報酬が発生します会計年度職員につきまして、10名、年間10名の3,000万円、それが各３年間で、10名、10名、30名という考えをしております。それが計算の根拠となっておりますので、令和７年で3,000万円、翌年度でもう一度10名分を削減して3,000万円、もう翌年度も3,000万円で、累計で１億8,000万円とさせてもらっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）それは、事業の見直しということですか。どういったことなんですか、その10名を削減できる事業の見直しというのは。

議長（河合弘樹君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）会計年度任用職員の任用に当たりましては、各事業等、事業計画等をヒアリングさせてもらいまして、事業の見直し、縮小とか、本当に適正かどうかと判断をしながら考えておりますので、特にこの職種、この事業というのは、またこれから決めていくところですので、特に決まったところはまだない状態でおります。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）ちょっと分かりにくくて、そんな特にどうというのが分からなくて、計算こうやって出せるものなんですか。その辺よく分からないです。

議長（河合弘樹君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）少しすみません、お時間いただいてもよろしいですか。

資料のほうの、例えばなんですけれども、４ページとかを見ていただきますと、４ページのところの新１番で、今回、住民が窓口に行かずに自宅で済ませるような、考え方として、窓口に、はやりかもしれないんですけれども、行かない窓口、来たとしても、もうあんまりいろいろ手を煩わせずに済むように、書かない窓口、こういったものを実践するような形で検討を進めることを項目として追加しています。それに連動するような形で、次に６ページです、６ページのところにそういった窓口業務の縮小も考えながら、新６番のところで、窓口業務の委託化も併せて検討したり、考えております。

ほかにも、ちょっと後ろのほうになるんですが、17ページのところです。17ページのところで新52番というふうにしておるんですが、今申し上げたような窓口の委託化を考えたり、業務の効率化を目指すことで組織のスリム化を行いつつ、最後18ページのところでは、一番最後の新54番で、窓口の本庁舎の開庁時間の短縮も検討したり、そういったところで、全体的にいろんな業務を見直していくことで、職員、組織のスリム化を図った上で、人件費も全体的に抑制していくというような、大きい方向性としてはそういった形になっております。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）具体的というか、項目としては参事が申し上げたとおりでございます。

令和７年度予算編成に当たってもそうだったんですけれども、やっぱり、今、過去と違って、会計年度任用職員に再任用職員もいらっしゃるという部分も含めて、どうしてもそこの部分が膨れてきておる、岸和田市以南で比較しても多くなっておるというのは実態として出ております。

それも含めて、やっぱり再精査しようと、真に必要なところはつけるけれども、そうじゃない部分もあるんじゃないかというところで、例えば、再精査とは違いますけれども、この後、報告でも上がっています、例えばですけれども、小学校のプールの一般開放がなくなったことによって、会

計年度任用職員ががさっと、延べでいうと60名ぐらいですか、減ったりとか、それ以外にも令和７年では、延べでいくと100名、それ以外で40名です、トータルで100名程度削減する形になっておると。それは事業を見直すというよりも、まずはやっぱり再精査しようよと、真の必要なところだけにしましょうよというようなところ、また、近隣の状況、各職種ごとに近隣と比べてどうなのかというような視点も持ちながら７年度予算も対応したと。ほんで、この動きをもう少し広げる形で先ほどの窓口の見直しであるとか、事業の見直しなんかも含めて、それはやっぱり近隣との比較というようなところ、また、本町として残さないかんところはあるよね、大事にせないかんところはあるよね、こういうところは残さないかんよねというような議論を含めながら、やっぱり全体としては多いから、10名ずつは削減していきたいなというようなところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）はい、分かりました。その方向性というのは分かったんですが、計算の根拠というか、どんなふうに考えているのか分からなかったので、説明していただきました。

委託化というところになったら、その分はまた費用発生するかと思いますので、それでまた別に計上せなあかん分かなというふうに思いますので、その辺また検討していただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件２、第４次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」改革項目の見直し（案）についての件を終了いたします。

ここで説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

（「14時06分」から「14時12分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件３、熊取町いじめ防止基本方針に基づく再調査委員会の設置についての件を説明願います。片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）それでは、熊取町いじめ防止基本方針に基づく再調査委員会の設置についてご説明いたします。

まず初めに、背景についてご説明いたします。

平成25年９月施行のいじめ防止対策推進法では、地方自治体が地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定することを努力義務としています。また、学校においていじめに関する重大事態が発生した場合、学校の設置者またはその設置する学校における調査を経た後、地方公共団体の長が必要と認めるときは附属機関を設けて調査を行うなどの方法により、調査結果の再調査を行うことができるとしております。

それでは、資料をご覧ください。

資料の１、経緯及び対応についてでございます。

熊取町では、先ほどご説明いたしましたいじめ防止対策推進法に基づく熊取町いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題への対応についての基本的な考え方などを明記しています。この基本方針において、町長による再調査等を実施する必要が生じた際には、再調査委員会を設置することとなっておりますので、そういった場合の事務の円滑な遂行のため、今回、事前に関係条例等の整備を行うものでございます。

次に、２、熊取町いじめ問題再調査委員会についてをご覧ください。

設置についてでございます。いじめ防止対策推進法第30条第２項の規定による再調査を行うため、必要に応じ設置するものでございます。

次に、所掌事務についてでございます。町長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定する重大事態の調査、これは学校と設置者またはその設置する学校による調査に該当いたしますが、この調査の結果について調査審議、答申するものでございます。

次に、委員会についてでございます。委員会は、再調査の対象となる重大事態ごとに委員５人以内で組織いたします。委員は学識経験を有する者のうちから町長が委嘱するものでございます。ここで言う学識経験を有する者については、事案に応じ弁護士や医療、心理、教育、福祉などに関する専門的な知識をお持ちの方を考えてございます。

任期についてでございます。町長が委嘱した日から、重大事態の調査審議が終了する日までといたします。

次に、３、主なスケジュールでございます。

関係条例につきまして令和７年３月議会に条例案を上程し、ご可決いただきました後、４月１日に施行、以降必要に応じて再調査委員会を設置するといった運用を行ってまいりたいと考えてございます。

以上をもちまして、熊取町いじめ防止基本方針に基づく再調査委員会の設置についての説明を終わります。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件３、熊取町いじめ防止基本方針に基づく再調査委員会の設置についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件４、熊取町こども計画の策定についての件を説明願います。安達子育て支援課長。

子育て支援課長（安達純子君）それでは、熊取町こども計画の策定についてご説明させていただきます。

資料は計画の概要版と計画書本編でございますが、本日は概要版を中心に説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、概要版の１ページをご覧ください。

まず、計画策定に当たってということで、計画策定の経緯でございます。

本町では、現行計画である第２期子ども・子育て支援計画を令和２年３月に子ども・子育て支援法に基づく法定計画として策定をし、子ども・子育てに関する施策を推進してまいりましたが、この令和６年度末で最終年度を迎えます。この間、国においては令和５年４月に、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律でありますこども基本法が施行され、それと同時にこども家庭庁が発足し、子ども施策を推進する基本的な方針であるこども大綱が定められました。市町村はこども基本法に基づき、国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して自治体こども計画の策定に努めるよう定められており、既存の各法令に基づく計画と一体的なものとして作成することができるとされております。そのため、今般、後継計画の策定に当たりましては、第３期の子ども・子育て支援計画を核としながら、子ども・子育て支援の取組をより効果的・総合的に推進するため、次世代育成支援や、子どもの貧困対策、若者支援の内容も包含した熊取町こども計画として策定するものでございます。

熊取町こども計画は、町の総合計画を最上位計画として令和４年度に制定した熊取町子どもの権利に関する条例を踏まえ、子ども・若者を権利の主体として尊重し権利を保障する、また、その成長を家庭、地域、学校、行政など社会全体で支えていくための基本的な考え方と取組を示したもので、計画の期間としましては令和７年度から令和11年度までの５か年となってございます。

本計画の対象としましては、根拠法であるこども基本法におけるこどもの定義を踏まえ、平仮名

の「こども」を特定の年齢で区切るのではなく、心身の発達過程にある者と定めることとしております。若者はおおむね30歳未満としておりますが、施策によってはおおむね40歳未満とし、必要なサポートが年齢で途切れることがないよう広く捉えております。

なお、平仮名の「こども」の表記に関して、基本的には平仮名表記というふうにしておりますが、法令や固有名詞などについては、漢字の「子ども」を用いる場合がございますのでご了承ください。

子ども・子育てを取り巻く町の状況といたしましては、18歳未満の人口推計は全国的な動きと同様に、今後も減少していくことが見込まれております。子どものいる世帯は減少傾向にありますが、ひとり親家庭は増加傾向にあるということをお示ししてございます。

概要版１ページ下に記載しております子ども・子育て支援を取り巻く課題を把握するために、各種統計や、教育・保育、子育て支援の現状に加え、量的な調査として就学前の保護者と小学生の保護者へのニーズ調査、当事者である小学５年生と中学２年生へのアンケート調査、16歳から39歳の若者を対象とした若者調査を実施いたしました。さらに、町内の子育て支援関係団体へのヒアリング調査、計画策定のための子ども・子育て会議委員による専門部会の開催、役場の若手職員に対するヒアリング、パブリックコメントの募集などを実施し、幅広く意見聴取、意見交換を重ねました。これらのプロセスを経て、２期計画からの課題として記載をしておりますものについて認識をし、今後の施策に反映しております。

概要版２ページ、計画の基本理念につきましては、第１期計画、第２期計画と受け継いできた基本理念に沿った取組が今後も必要と考え、大きく変更することなく引き継いでおりますが、こども計画とするに当たり、若者支援を含むことを明確にするため「若者」の文言を加えまして、本計画の基本理念といたしましては、「多様な『こども・若者の育ち』や『暮らし』を認め合い、支え合う、対話的なまちづくり」といたします。子どもから若者まで、一人一人を権利の主体として尊重し、自分らしく生きることができ、その育ちを地域全体で支え、ライフステージに合わせて切れ目なく支援するため、地域の関係団体と連携しながら、子ども・若者が自立した存在として安全・安心な環境の下、他者との関わりを通じて経験を育むことができるまちづくりを目指してまいります。

基本理念を実現するための視点として概要版２ページ下の４点を掲げた上で、次ページからの施策を展開してまいります。施策の展開としては、概要版３から４ページにかけて８つの柱を立てて記載してございます。

まず、子ども・若者当事者を対象とした施策として、１つ目、教育環境の整備では、学校教育を中心とした事業として個に応じた教育やスクールソーシャルワーカーの活用のほか、社会教育施設の活用としてかむかむプラザや図書館を若者の学習支援の拠点として活用することなどの取組を記載しております。

２つ目、配慮が必要なこども・若者への支援では、療育拠点としてのすこやかるーむの充実や、個別支援計画であるきずなシートを活用した丁寧な引継ぎ、インクルーシブ保育、ヤングケアラー支援などの取組を記載しております。

３つ目、社会参画・自立のための支援では、子どもの権利保障や就労支援、ひきこもり支援などについて記載をしております。

補足ですが、それぞれ事業名の後ろに星印などの記号がついておるかと思います。これはこども計画を策定する中で盛り込むべき若者支援や、子どもの貧困対策がどの事業に当たるのかを分かりやすくするため工夫をしたものでございます。記号の説明につきましては、概要版４ページ右上に記載をしております。若者支援は星マーク、貧困対策は二重丸をつけております。米印は地域子ども・子育て支援事業として計画に盛り込まなければいけない取組で、現行計画から表示のほうをしている内容になります。

続いて、子育て家庭を対象とした施策としまして、４、安心して生み育て、こどもが健やかに育つための支援では、これまで充実を図ってきました子育て支援の取組として産前産後ヘルパー派遣や産後ケア、共同で進めている子育て支援の取組としてホームスタート事業やファミリー・サポー

ト事業などの取組を記載しております。

５、多様な保育サービスの充実では、延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの保育事業や、令和８年度から新たにスタートすることも誰でも通園制度、学童保育事業などについて記載しております。

６、支援を必要とする家庭への援助では、ひとり親家庭への助成など各種手当てや医療費助成、就学援助、要保護児童等に対する支援について記載をしております。

最後に、地域社会の取組として、７、地域における子育て支援では、地域の子育て支援拠点や不登校の支援拠点である教育支援センター、子ども食堂といった身近な地域における居場所づくりなどについて記載しております。

８、安全・安心なまちづくりでは、子ども見まもり隊や安全パトロールの実施、道路・公園の整備などについて記載のほうしております。

町における子ども・若者当事者や子育て家庭が対象となる施策について、今回、幅広く既存のものも含め整理のほうさせていただき、今後、各担当部署において展開のほうしてまいりたいと考えております。

続いて、概要版５ページ、６ページでは、第３期子ども・子育て支援計画に当たる部分でございます。

就学前児童への教育・保育事業である幼稚園、保育所、認定こども園のサービスや、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられている様々な事業について、計画期間中のサービスの量の見込みと確保について記載のほうしております。子どもの人口が減っていく予測の中、全体として必要となるサービス量は減少していくものと見込んでおります。

令和８年度からの新規事業でありますこども誰でも通園制度については、現時点における各園・所での受入れ可能な人数を見込み量としておりますが、利用状況に応じて柔軟に検討のほうしていくこととしております。

計画の推進としましては、子ども・子育て会議の中で毎年計画の進捗報告を行い、町内外の関係部署や関係機関と連携をしながらＰＤＣＡサイクルによる検証とともに、計画の推進を図ってまいります。

概要版、最後７ページは、本町の特色のある取組について一部紹介したページになります。

以上で、熊取町こども計画の説明を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

７番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたけれども、熊取町こども計画ということで、冒頭で計画策定に当たってということで、今回どういう事情でこういう計画を策定するのかというのをご説明いただいたんですけれど、もう一つ何かしっくりこないというんか、事前にこのタブレットで示していただいているところを説明を聞きながらここを読んでいても、子ども・若者に関わるような計画はこれまでもいろいろあるんですよね。第３期子ども・子育て支援計画を核に、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画及び子ども・若者計画も包含する熊取町こども計画を策定しますと。それをなぜ熊取町こども計画ということで策定するのかという説明をしていただいたと思うんですけれども、それがもう一つしっくりこないんです。

国のほうが新たな法律やら計画とか、いろいろと策定していますので、国の事情に合わせているということかなと思うんですけれども、あまりたくさん次々といろんな計画があると、担当の職員も大変ではないかなと思うんですけれど、その辺はどうなんですか。

議長（河合弘樹君）安達子育て支援課長。

子育て支援課長（安達純子君）国の動きとして、こども基本法ができて総合的に子ども・若者に関する施策を推進していくということで、町においても既存の計画がいろいろありますが、改めて整理のほうをして、町全体としてどういう方向に向かっていくかというところをまとめて、今回計画とし

て策定していこうということで、こども計画として策定することになったというところでございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

７番（坂上巳生男君）若者ということで、子どもと若者を一くくりにしてのこども計画ということなんだと思うんですけれども、その計画の対象のところに、「若者についてはおおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては、おおむね40歳未満の方を対象としています」って、何か非常にややこしい書き方をされているんですが、これはひきこもりの方とか、そういったことも想定してこういうふうになっているのかも分かりませんが、かなり今回のこども計画では幅広い年齢層を対象として、そういった方もひっくるめた形での計画なんだと、そういう理解でよろしいんですか。

議長（河合弘樹君）安達子育て支援課長。

子育て支援課長（安達純子君）議員おっしゃっていただいたとおりでありまして、想定しておりますのが、ひきこもり支援といった分野においてはなかなか年齢で区切ってしまうということが難しいというところもありまして、年齢によって支援が途切れてしまうことがないようにということで幅広く対象として捉えているというものでございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

７番（坂上巳生男君）行政がつくる計画というのは、様々な名称、様々な目的で計画がつくられているんですが、既にある計画に対してそれを包含するような形で新たな計画ができてくると、前にあった計画との整合性、関係がどうなるんかということもなかなか難しい部分があると思うんですよね。多分、今回のこども計画をつくるに当たっても、その辺はかなりご苦労されたんかなと思うんですが、既にある既存の計画を当然無視するわけにはいかないし、それを尊重しながら含み込んで、なおかつ既存の計画にはない部分を付け加えて、トータルとして新たな計画が有効に作用するようにということで策定されたんだと思うんですけれども、計画の上下関係と言うていいのか、子ども・子育て支援計画のそれを含み込むということは、こちらのほうがより重きを置くということになるんですか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません、私のほうから。先ほど冒頭のご質問にも関わってはくるんですけれども、本編のほうが概要版に続けて資料としてご提出させていただいているかと思います。

本編の３ページのところに、関連計画との位置づけということで表のほうをつけさせていただいておるかと思います。その中で右側の網かけをしている部分がございます。今回、総合計画を上位計画とした上で、こども計画につきましては、この包含する計画としまして子ども・子育て支援事業計画、続いて次世代育成支援行動計画、こどもの貧困対策計画、最後に子ども・若者計画という立てつけと考えております。これまでの第２期子ども・子育て支援計画におきましても、実際、子ども・子育て支援事業計画からこどもの貧困対策計画までの要素というのは含まれた一体的な計画として取りまとめているものでございます。

今般、こども計画として策定するに当たりまして、子ども・若者育成支援推進法第９条に基づく計画としまして、新たにこの子ども・若者計画だけを策定するというのではなくて、既存の計画に含め、かつ、対象者を広げるという形で、こども計画という形で取りまとめを行うという形で検討を進めてきたところでございます。ですので、幾つも計画ができるということのご指摘であればそういったことではなくて、包含した形で一体的な計画として策定し、推進していこうという方向で、今のところ考えているというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

７番（坂上巳生男君）ちょっと分かりにくかったんですが、そうしますと今回のこども計画の策定によって、その包含される計画の中身が補充されたり、あるいは修正されたりということは起こってくるということなんですか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）今回、こども計画に含まれております要素としまして、先ほど申し上げました４つの計画、この要素を総合的に推進していくという形になりますので、それぞれの計画で進めていかないといけない部分というのはこの計画に含んだ上で推進していくと。必要に応じて法の位置づけが変わったりとかした場合には、ここの計画自体もそれに応じて見直していったりとか、追加していったりとかということは今後も考えられると考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）すみません、このこども計画ですが、策定している子ども・子育て会議のときに、いろいろ委員が集まって審議しているところを傍聴させていただいたこともあるんですけれども、すごく委員が本当にいろいろ、各部署に応じて意見を述べて計画策定されていて、また熊取町の職員、若手職員もこの計画策定に加わって、若手職員がすごい積極的な若者の目線での意見を述べてはって、すごくいい会議をされているなというふうにちょっと感想としては思ったんです。

その中で最終、これ、いい計画ができたかと思うんですが、これを検証していく、最後に計画の推進というところでＰＤＣＡサイクルによる検証というふうにあるわけなんですが、令和７年から11年ということで５年間の計画ということで、計画の進行具合について盛り込んでいる目安とか目標とかあるんですけれども、それがどういう状況なのかというところの評価・検証というのはどういう形でやっていくんですか。年に何回するとか決まっているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）安達子育て支援課長。

子育て支援課長（安達純子君）計画の進捗評価、管理に関しては、子ども・子育て会議の中で行っていくことを予定しておりまして、来年度からは年に１回開催をしていきたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）分かりました。そのときにも職員も、若手職員も入って同じメンバーでというところなんですか、メンバー構成は。

議長（河合弘樹君）安達子育て支援課長。

子育て支援課長（安達純子君）若手職員が入るかどうかというところは現在未定となっておるんですが、会議の委員の中には、若者委員ということでの公募委員という位置づけでの参加のほうはしていただく予定をしておりますので、基本的に同じ委員の方々に参加していただきながら会議のほうは行う予定をしております。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません、ちょっと補足だけなんですけれども、若手職員の参画というのは、今回、実は当初予定はしておりませんでして、会長からのご提案ということで、一般の住民だけではなくて内側からもいろいろ考えたりとか提案するという気持ちも当然あるやろうというところで、我々もそれはそうやなというところで、その提案に従って若手職員を募集して、皆さん積極的に議論をしていただいたことで行動計画の礎といいますか、今、この成果につながっていっているというふうに考えております。

今後につきましては、先ほど年１回というような形を、これは基本的な回数でございます。今後、部会というものの下部組織もございますし、その取扱いであったりとか、その中で必要に応じて、会長が必要であった場合は関係する者も招集できるというような規則上の文言もございますので、今後、こども計画としてできるのは初めてということですので、ちょっとそういった、どのようにしたらうまく施策を推進していけるかというところは模索していきながら、いいように進めていきたいなと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）すごく若い子ども・若者の意見を声を聞くという形で、そういった取組、しっかり計画の検証も含めて、若手職員も含めてそういった方の声を聞く場を、ちょっと年に１回ではなくて、またちょっと考えていっていただけたらなというふうに思います。

すごく積極的にいろいろな委員が意見を言われていて、いい計画ができているなというふうに、つくっていただいたなというふうに思っておりますので、またいい結果になっていきますことを願っておりますので、私自身もパブコメでちょっと意見も言わせてもらったんですけれども、子ども・若者の声もしっかり聞ける内容にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件４、熊取町こども計画の策定についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件５、第４次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の策定についての件を説明願います。桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）それでは、第４次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の策定についてご説明させていただきます。

本計画は、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者の全ての住民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に向け、ライフステージに応じた住民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を定めたものでございます。

資料でございますけれども、説明文書、カラーの概要版と計画案になります。

それでは、資料をご覧ください。

まず、１、計画策定の趣旨ですが、令和６年度をもって第３次健康くまとり21の計画期間が終了するため、継続して健康まちづくりに取り組むため、第４次の計画を策定するものです。

次に、２、計画の位置づけですが、本計画は、健康増進法第８条に基づく市町村健康増進計画、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画及び自殺対策基本法第13条に基づく市町村自殺対策計画として位置づける計画です。第３次計画に引き続き健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画の３計画を一体的に作成し、本町における健康づくりの基本計画とするものです。

なお、本計画は本町の第４次総合計画などの上位計画や関連計画との整合性を図りながら計画を推進します。計画の関係性は資料に示したとおりです。

２ページをご覧ください。

３、計画の期間ですが、令和７年度から令和12年度までの６年間を計画期間として策定しています。期間の考え方としましては、令和11年度に第４次大阪府健康増進計画及び第４次大阪府食育推進計画の中間評価が示されることや、大阪府自殺対策計画が新たな計画期間になると見込まれることから、本町において令和11年度から第５次の計画策定作業を開始できるよう、令和12年度までの６年間の計画とさせていただいております。

次に、４、策定の手法です。

１点目は、健康に関するアンケート調査です。

本計画の策定に当たっては、住民の健康意識・行動の状況やニーズを幅広く把握するために、乳児及び小学校低学年、それから小・中学生、20歳以上の住民の方を対象に、それぞれ令和６年６月に健康に関するアンケート調査を実施しました。調査概要については資料に記載のとおりです。

２点目は、関係団体調査、ヒアリングです。

健康づくり、食育を推進する住民団体にアンケートを実施、一部の団体についてはヒアリングを実施しました。

３点目は、計画策定委員会です。

計画全体に関する検討については、地域の関係団体を中心に構成されている本町の保健対策推進協議会を策定委員会として位置づけ、計画全体について検討及び協議を４回にわたり実施しました。

最後に、パブリックコメントです。

住民の意見等の反映を行うため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。実施期間は令和６年12月25日から令和７年１月13日までです。その結果、２名の方から５件のご意見を頂戴し、計画案に反映したところです。

次に、５、計画の推進体制です。

１点目は計画の推進です。行政のみならず、町内外の各種関係団体やボランティア活動グループ等とも広く連携して、住民一人一人の生涯を通じた健康づくりを地域全体でサポートします。

２点目は計画の進行管理です。各年度に保健対策推進協議会において、点検・評価を行い、次年度事業実施計画に反映させながら計画目標の達成に向けた進捗管理を行っていきます。

最後に、６、計画の周知ですが、計画書については町ホームページに掲載するとともに、役場住民情報コーナー及び熊取図書館に配架します。概要版については広報配布時に全戸配布します。また、イベントや健康教室等での健康づくりの啓発にも活用します。

続いて、計画案の説明を概要版に沿って説明させていただきます。

ピンク色の見開きページの左側をご覧ください。

熊取町の現状と課題になります。

左上の枠内をご覧ください。

こちらは平均寿命と健康寿命を記載しています。

まず平均寿命ですが、令和２年では男性が81.8歳、女性が87.6歳です。参考ですけれども、平成22年から令和２年までの10年間で平均寿命は男性は2.3歳、女性は0.9歳延伸しています。

次に健康寿命ですが、健康寿命は要介護２以上になるまでの期間を日常生活動作が自立している期間としてその平均を算出したものであり、令和４年度では男性が80.3歳、女性が83.9歳です。参考ですけれども、平成30年度から令和４年度までの５年間の健康寿命は、男性はほぼ同水準となっておりますけれども、女性は1.2歳延伸しています。

こちらについて、大阪府、全国と比較しますと、平均寿命、健康寿命ともに男性は全国、大阪府を上回っている状況で、女性は大阪府を上回っているものの全国と比べると同水準となっています。

次に、その下の枠内をご覧ください。

こちらは、死因割合とがんの主要死因別標準化死亡比を記載しています。

死因割合（令和４年）については男女で第１位のがんから第５位の腎不全までの順位はほぼ変わりませんが、本町の特徴としましては、男女とも心臓病の死因割合が大阪府、全国よりも高い割合となっています。また、男性ではがんの割合が高く、下のがんの主要死因別標準化死亡比を見ていただきますと、特に胃がん、大腸がんが高い状況でございます。

次に、右上の枠内をご覧ください。

こちらは、がん検診の受診状況、精密検査の受診状況及び熊取町国保特定健診有所見者割合を記載しています。

がん検診の受診状況（令和４年度）ですが、本町で男性の死因割合が高い胃がん、大腸がん検診の受診状況です。胃がんが6.2％、大腸がんが5.1％と全国よりも低い状況です。精密検査の受診状況（令和４年度）ですが、がんの疑いのある方の精密検査の受診状況です。胃がんが87.2％、大腸がんが71.0％となっています。

次に、熊取町国保特定健診有所見者割合（令和５年度）を見ますと、ＢＭＩについては男性が94.4、女性84.9と、大阪府、全国と比較しても男女とも低く、肥満が少なく、やせが多い可能性をうかがえます。収縮期血圧、最高血圧でございますけれども、こちらについては男性が111.6、女性が111.3と、全国、大阪府よりも高く、高血圧の方が多い傾向がうかがえます。

そのほか、町の健康課題の抽出に際しましては、がん検診、特定健診、乳幼児健診や、歯科検診の実施状況や自殺者の状況を踏まえて分析を行うとともに、冒頭で説明させていただきました健康に関するアンケートのほうを実施しております。アンケートの結果につきましては、平成30年に行った調査と今回の令和６年の調査を比べ、主な内容を抜粋しています。

右下の枠内、アンケート結果（平成30年から令和６年）をご覧ください。

上から２つ目の20歳以上の運動習慣、４つ目の20歳以上の男女の喫煙率、５つ目の20歳以上女性の飲酒は若干改善がみられましたが、１つ目の中学２年生の朝食の摂取率、３つ目の20歳以上の睡眠、５つ目の20歳以上男性の飲酒、一番下の生きがい・充実感は改善が見られませんでした。このほか、朝食を独りで食べる小・中学生の孤食の割合、未就園児の就寝時間、小・中学生の喫煙の興味や歯磨きの状況などについても改善が見られませんでした。全体的には、若い世代の生活習慣の改善が課題になります。

次に、見開きの右側をご覧ください。

第４次健康くまとり21概要版と記載されたものになります。計画期間等については既に説明させていただいたとおりでございます。各種健康指標やアンケート調査などから見られる現状と課題を受けまして、本計画で推進する施策の体系を示しております。

まず、基本理念につきましては、前期計画に引き続き「ひとりひとりがいきいきと豊かに暮らせる健康まちづくり」を継承しています。

次に、基本目標ですが、主目標である健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、望ましい生活習慣の確立と生活習慣病の発症予防、生活習慣病の早期発見と重症化予防、食育の推進、いのちを支える社会の実現、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり、環境整備・ヘルスプロモーション、関係団体との連携の目標を掲げ、住民、地域、行政が共同して取組を推進していくものとしています。

続きまして、次の見開きをご覧ください。

計画で取り組む９つの分野のスローガンと目指す姿を記載しています。

１、栄養・食生活から、２、身体活動・運動、３、休養・睡眠、４、たばこ、５、アルコール、６、歯・口腔の健康、７、健康チェック、８、地域とのつながり、９、こころの健康までの９つの施策分野に分けて、上から順にスローガン、目指す姿と評価指標を抜粋したものを記載しています。

そのほか、コラムとして、ライフコースアプローチに着目した健康づくり、Ｎａ／Ｋ（ナトカリ比）を下げて健康に、フレイルを予防しようの３つを記載し、住民の健康づくりに必要な豆知識を提供できるようまとめております。

以上で簡単ではございますが、第４次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の策定についての説明を終わります。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件５、第４次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の策定についての件を終了いたします。

議事の途中ですが、ただいまより午後３時15分まで休憩いたします。

（「15時01分」から「15時15分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件６、帯状疱疹ワクチンの定期接種化についての件を説明願います。桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）それでは、帯状疱疹ワクチンの定期接種化について、資料に沿ってご説明します。

これまで任意接種で実施されてきた帯状疱疹ワクチンについては、令和７年４月１日から定期接種のＢ類接種に位置づけられる予定です。これに伴い、予防接種法に基づく定期接種として、次のとおり実施します。

まず、１点目の接種対象者ですが、①年度内に65歳を迎える方、②60から64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方、③令和７年度から令和11年度までの５年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方も対象となります。なお、100歳以上の方については、令和７年度に限り全員対象となります。

次に、２点目の接種場所ですが、３市３町、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の協力医療機関です。

次に、３点目の接種時期ですが、令和７年４月１日から通年です。

次に、４点目の接種ワクチンですが、①の組換えワクチン（不活化ワクチン）と②の生ワクチンのいずれかを選択します。以後、それぞれ①、②で説明させていただきます。

種類、製品名、接種方法はちょっと飛ばしまして、接種回数でございます。①が２回接種、２か月間隔になります。②が１回接種です。

接種費用ですが、①が２万2,060円を２回、②が8,860円を１回です。こちらは、町と医療機関で契約を予定している額になります。町から医療機関には、被接種者の自己負担額を控除した残額をお支払いします。

自己負担額ですが、①が１万1,000円を２回、②が4,500円を１回です。接種費用の半額程度を自己負担額とさせていただいておりまして、こちらが被接種者が実際に医療機関に支払う額となります。なお、非課税世帯等で費用免除証明書をお持ちの方については全額公費負担となるため、自己負担額はございません。

次ページをご覧ください。

５点目の予算関係ですが、下表のとおり必要な経費について、令和７年度当初予算に計上させていただいております。歳出予算は、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、個別接種委託料、予防接種助成金で、合計2,142万円です。表の下ですが、接種費用単価は医師会から了承を得た額となります。また、個別接種委託料の人員は、接種対象者の約30％で計上させていただいております。

次に、６点目の特記事項ですが、町実施の集団接種の予定はありません。ワクチンは卸業者から直接医療機関へ配送されます。定期接種の対象者に該当しない方は、予防接種法に基づかない任意接種となり、接種費用は全額自己負担となります。帯状疱疹にかかったことのある方についても定期接種の対象となります。

最後に、７点目の今後の予定ですが、令和７年４月号広報、ホームページ、公式ＳＮＳで周知させていただきます。

以上で、帯状疱疹ワクチンの定期接種化についての説明を終わります。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について質疑があれば承ります。質疑はありませんか。二見委員。

10番（二見裕子君）すみません、何点かお聞きしたいんですけれども、やっと望んでおりました国からの帯状疱疹ワクチン定期接種ということで、ちょっと幾つかお聞きしたいんですが、まず、これ対象者が５歳刻みとなっておりますが、この対象者については、通知と予診票を送ったりとかという、そういうふうなことはされるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）予診票の送付というのは、ちょっと考えてございませんけれども、対象者の方にはこの予防接種があるということを、はがきで通知のほうをさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）それと、このワクチンの打った効果というところで、１回限りの助成ということでしょうか。その後、期限が切れた場合は自分で打つというふうなことになっているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）接種回数ですけれども、こちらの資料の１ページの４の接種ワクチンのところで、①の組換えワクチン（不活化ワクチン）、こちらについては定期接種として認められるのは２回になってございます。それから、②の生ワクチンについては１回のみというふうな形になってございます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）ではなくて、１回だけの助成ですか。町としてこの年齢の方に、70歳の後、70で打たれたら、また90歳で打つとかというときにも助成があるのか、ないのかというところはどうなんでしょうか。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）定期接種として対象年齢が決まってございますので、基本的には、対象年齢の方が定期接種の対象となってございますので、それ以外の年齢のときに打たれた場合については任意接種というふうな形になります。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）ちょっと聞いていることが、すみません。70歳で打った方が、助成頂いて打ちますよね。このワクチンの効能的に、不活性ワクチンは長くもちますけれど、年数大体、切れたり、生ワクチンのほうも期間が切れていくので、その後ご本人が打ちたいとなった場合、この年齢のところに当てはまっていれば、１万1,000円とか4,500円を出せば再度打つことは可能なのかということをお聞きしたいんですけれど。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）すみません。こちらの70歳以降の５歳刻みについては、５年間の経過措置という形になってございますので、例えば70歳の方が一度定期接種で受けられた場合、５年ぐらいで経過措置が恐らくなくなっているであろうということで、次の２回目については、もう定期接種の対象外になろうかと思います。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。そしたら、もう定期接種が５年、70、75というこの年齢の５年間の経過措置というところで、一回きりというふうに思っておけばいいということですかね。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）はい、議員ご指摘のとおりでございます。

ホームページのほうには、こちら70歳とかというふうな形を書いているんですけれども、実際にその生年月日ですね、今年はこの誕生日の方が受けられますよというふうな形で案内させていただきたいと考えてございます。参考にですけれども、こちらの年齢については年度末の年齢というふうなことで、いわゆる学年の考え方となってございますので、ちょっとホームページのほうではそこら辺、案内させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）すみません、あともう一点。この５年の経過措置の後、その後はどんなふうになるんですか。65歳超えたら誰でも打てるということになるんですか。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）こちらの経過措置につきましては、今のところ５年間というふうな形になってございますので、６年後どうなっているかというのはちょっと今、見えないところ

があるんですけれども、基本的な考え方としましては、65歳の方、こちらが定期接種の対象となります。一部、60から64歳の方で免疫機能に不全がある方については、65歳でなくても定期接種の対象になるということで、基本的には65歳、生涯一回限りの定期接種というような形になります。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。一回限りというところもしっかりと明記をしていただいて、お金がかかっても自己負担１万1,000円の分の接種をされるほうがいいというふうに判断をしていただけるふうに書いておいていただいたほうがいいのかなとちょっと今、感じました。

それと、協力の医療機関ということで、３市３町で、どこで打っても自己負担１万1,000円という考えだと思うんですけれど、これ大阪府下みんなこの金額ですか。もしかして、各自治体によって金額違ったりとかというのがもし分かっていましたら教えてください。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）こちらにつきましては、本町では医師会単位で契約のほうをしますので、他団体でちょっと同じかと言えば、額としては異なってこようかと思います。それで、大阪府内の状況のほう調べましたら１万1,000円ですね、こちらすみません、組換えワクチン１万1,000円としている団体がかなり多い状況でございます。それから、②の生ワクチンにつきましても4,500円としている団体が一番多いような状況になってございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。ありがとうございます。

ちょっと周知の仕方と、皆さん多分待ってはった方もたくさんいらっしゃるのかなというふうに思いますので、そのあたりしっかりとやっていただきたいのと、これ、国から頂ける分の助成の金額につきましてはどれぐらい、この２分の１分は頂けているような形ではないということですね。ちょっとそれ分かったら教えてください。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）こちらにつきましては、新型コロナ、昨年の新型コロナと同じような形での歳入というのはございません。国から示されているのは、普通交付税措置で接種費用全体の３割を措置されるといういうことがちょっと確認は取ってございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）大丈夫です。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件６、帯状疱疹ワクチンの定期接種化についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件７、加齢性難聴対策についての件を説明願います。桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）それでは、加齢性難聴対策として令和７年度から実施する２つの事業につきまして、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、１、事業目的でございます。

加齢による聴力の低下は誰にでも起こり得ることですが、徐々に低下するため気づきにくい状況がございます。このため、高齢者の聞き取る機能の衰えへの気づきを促すことを目的とする加齢性難聴の早期発見・早期治療に関する事業並びに高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援し、もってフレイルや認知症の予防を促すことを目的とする高齢者への補聴器購入助成事業を実施しま

す。
２、事業内容でございます。
１つ目の事業は、加齢性難聴の早期発見・早期治療でございます。事業の流れをフローチャート形式でまとめております。
まずは、高齢者の聞き取る機能の衰えへの気づきを促す取組です。
１つ目の丸、聞こえチェックを周知でございます。国保の特定健診や後期高齢者健診時に、耳の聞こえに関するセルフチェックシートを配付して、自身の聴力をご確認いただくものでございます。次に、タピオステーションにおける言語聴覚士による立ち上げ支援及び継続支援時の支援メニューとして、聞こえチェックをご用意させていただくものです。あわせて、ホームページ等で聞こえチェックのセルフチェックシートの周知を行います。
２つ目の丸、言語聴覚士による相談です。集団の特定健診結果説明会時に言語聴覚士による相談日を設定するものでございます。年間５回を予定してございます。
次が、早期対応を促す取組でございます。
難聴を早期に発見し、医師の指導の下で個々に応じた補聴器を使用することは、フレイルや認知症の予防につながります。聞こえの変化を感じる方に対して、耳鼻咽喉科（かかりつけ医や補聴器相談医）へ診察・相談ということで受診勧奨を行います。診察の結果、補聴器の購入が必要とされた方のうち、次に説明する高齢者の補聴器購入助成事業の対象となる方については、その案内をさせていただきます。
次が、一人一人に応じた補聴器の選定と調整です。
補聴器が必要となった方については、耳鼻咽喉科や補聴器販売業者で自分の耳の形や聴力に合った補聴器を選定し、調整とトレーニングを受けましょうということで、補聴器の選定には時間がかかることや、購入した後も調整とトレーニングや、定期的な機器の点検が必要なことを説明させていただきます。
以上の取組により、加齢性難聴による認知症や鬱病となるリスクが高い方の早期発見や、早期治療につなげてまいります。
２ページをご覧ください。
２つ目の事業は、高齢者への補聴器購入助成事業です。
まず、対象者ですが、次の要件①から⑤までの全てを満たす者です。①として、住民基本台帳法の規定により、本町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者、②として、その属する世帯の全ての世帯員が当該年度分の市町村民税が非課税の者または生活保護を受給している者、③その属する世帯の全ての世帯員が町税等を滞納していない者、④両耳または片耳の聴力レベルが40デシベル以上の者で、難聴のため補聴器の装用が必要であると医師が認めた者、⑤身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳（聴覚障害に係るものに限る）を所持していない者です。
次に、助成対象経費ですが、管理医療機器として認定された補聴器本体の購入費用のみです。集音器の購入費用及び診察料、検査料、文書料、送料その他購入のために要した費用は対象外としています。
次に、助成額ですが、助成対象経費の額に２分の１を乗じて得た額とし、２万5,000円を上限とします。助成は１回限りです。
次に、注意事項ですが、①助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象となりません。②助成金は年度単位です。同一年度内に助成金の申請から実績報告書の提出を行ってください。③助成対象となる補聴器は管理医療機器です。自分に合った補聴器の選定や調整作業には相当の時間を要しますので、余裕を持って助成金の申請をしてください。
以上について、住民の皆様に十分に周知できるよう努めさせていただきます。
最後に、３の予算内訳です。
歳出予算としまして、言語聴覚士の報償金６万円と助成金100万円です。前者が、加齢性難聴の

早期発見・早期治療の事業に関する予算で、後者が高齢者への補聴器購入助成事業に関する予算です。

以上で加齢性難聴対策についての説明を終わります。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

８番（江川慶子君）まずは、補聴器購入費補助の導入をされるということで、一歩前進ということで喜ばしく思っております。ありがとうございます。言語聴覚士の方もつけるということで、耳の聞こえについて、やはりご相談する体制を整えるということで、それも大切なことだなと感じております。

この聴覚検査の機械というのは、熊取町には何機ぐらい置いておられるんですか。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）実情としまして、町のほうにはございません。

議長（河合弘樹君）江川議員。

８番（江川慶子君）現状では、今は置いていないということですか。健診のときに、資格のお持ちの方が来られますけれども、そこでは判定できない状態なんですね。またその辺は工夫していただけるように用意するなり、何か手だてが要るのかなと思いましたので、まずその点と、あと65歳以上という対象ということとか金額のことについては一般質問でも出しておりますので、ここでは深くは申し上げないんですが、その財源の100万円というものの財源は、ここは一般財源になるんですか。それとも、どこか補助金だとか、何か国からとかそういうのを活用されるのか聞かせてください。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）国とか府の補助制度がございません。それで今、ちょっと財政部局のほうで予算として計上するのが、ふるさと納税、そちらのほうを　　で充当するような形で考えてございます。

議長（河合弘樹君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）こちら、また令和７年度予算書でお配りさせてもらって委員会などでご説明させていただきますが、こちらについてはもう一般財源になります。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

８番（江川慶子君）これは、ふるさと納税で今回、予算で計上しているということですね。よその他市の分ではどこから財源を使っているかというのは、いろいろ研究はされていますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）財源については、市町村それぞれでございますけれども、中には介護保険の保険者機能を使ってという市町村もあるというのは聞いてございます。それにつきましては、皆様の頂いた保険料とかを、今まで私たちがやってきた介護予防とかの点数で頂く国からの補助金なんですけれども、これについては、今後、進めていく介護予防や生活支援、認知症予防、いろんな施策についてまた検討することもできますし、その財源が３年後の保険料を、またその分減らすことの財源にもなりますので、今回、この補聴器の分については活用しないというふうに判断しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

８番（江川慶子君）分かりました。今のところは、そのような形で予算化しているということで。この分ですね、要件も厳しいし、対象者もどうなるかなということで貝塚市とかも調べてみたら、300万円の予算で60万円ぐらいしか、非課税に限っているんで、効果というかその実績というのが少ない状態にあるという実態をお聞きしたんです。

そういうことも含めたらば、要件はちょっともう少し広げていただけたらなというのは要望にな

るんですけれども、この事業については今日、今回の説明があって、３月議会の予算委員会を通して、開始時期はいつからになるんですか。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）予算のほうを可決していただきましたら、もう４月から実施のほうを開始したいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）私のほうからも補聴器購入費を助成していただくことはありがたいことで、感謝しております。

ただ、助成額が２万5,000円というところで、なかなか制度設計していると言って、かなり待たされて決まった金額がこういう金額になって、40件の100万円という予算になったというところなんですが、やっぱり２万5,000円助成というところにつきましては、もうやっぱり厳しい財政状況というところによるものでしょうか。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）こちらの２万5,000円につきましては、やはり大阪府内の実施団体の状況を調べさせていただいております。やっぱりちょっとほかの団体とのバランスを考えれば、２万5,000円が妥当だというふうなことで判断したものでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）分かりました。

今、説明の中で、申請につきましては同一年度内に助成金の申請があってからということなんですが、購入等が年度を越したその分について、提出等ご注意くださいということがあるんですが、余裕を持って助成金の申請とかあるんですが、それは年度越してでも申請、越したらもうもらえないということはない、ちょっとその辺のところどうなんですか。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）今、考えている制度では、同一年度内に補聴器購入前に申請していただきまして、交付決定の後、補聴器のほうを購入していただいて、実績報告を町に提出していただくという形を考えてございます。こちらの交付申請から実績報告までは、やはり同一年度内というふうなことで考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）これは、今年度限りではないということですよね、ずっと継続する事業ですよね、この補助事業というのは。でも、年度内でないと駄目なんですか。交付決定を早く年度内にしてもらうのがいいかと思うんですが、一応。

それと、これ一応40件で上げていますけれども、それは超してでも、人数は超えてでも、それは年度内であるならばオーケーということですかね。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）今のところ、７年度限りというふうな形で期間を限定した補助金ということでは考えてございません。

それから、年度をまたがる件でしたでしょうか。

（「補助金を超えてもいけるの、40人超えてもいけるの」の声あり）

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）そうですね、すみません。今、一応件数的には40件で考えているんですけれども、件数が多い場合については、当然ちょっと財政部局と協議した上で、実施の方向で考えたいとは思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）予算、財政的な部分ですね。40件を超えようが予算を超えようが、その年度内に申請された方は、公平に対応できるように予算は当然確保してまいりますので、流用等の措置もしながら対応しますのでご安心ください。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）分かりました。また、しっかり対応をお願いしたいと思います。

最初の１点目なんですが、加齢性難聴の早期発見・早期治療というところで、ここがやっぱり一番、聞こえのチェックというものをちゃんとやっていただくことが重要かと思います。ヒアリングフレイルということで、フレイルにならないために、耳も聞こえもフレイル予防ということで、ヒアリングフレイルというのがあるんですが、今、ここにホームページ等でも周知するということなんですけれども、ちょっと一般質問でしようかなと思っていたんですが、今回していなかったんですけれど、ホームページで、動画でこのヒアリングフレイルの説明をしているんです、豊中市は。「耳から始める認知症予防」というので。そういったものをちょっと研究していただいて、ただ単に文字でヒアリングのフレイルをお知らせするんではなくて、認知症予防をお知らせするんじゃなくて、動画で載せていますので、そんなん参考にしていただいたらなというふうに思います。

それと、「みんなの聴脳力チェック」といってアプリが、無料のアプリがあるんです、スマホに導入できる。そういったことも、自分で聴脳力のテストを、今、セルフチェックシートを健康診断のときにするとか言っていたんですが、そういったアプリもあるので、そういったものも利用してもらうようなことも聞こえのチェックの健康診断のときにお知らせしてもいいんではないかなというふうに思っておりますので、ホームページ等にも掲載してお知らせできることかと思いますので、その辺のところ、豊中市がやっておりますので、ちょっと参考にしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。石井議員。

４番（石井一彰君）すみません、簡単に。この実績報告書、これは耳鼻咽喉科や補聴器販売業者の方が作成されるんですか。それとも、申請者個人が実績報告書を作成して提出されるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）補助金の申請をしていただいた方ご本人になります。補聴器の購入の領収書を添付していただいて、購入費はこれだけかかりましたというふうな報告を上げてもらうという形になります。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

４番（石井一彰君）これ補聴器というのは選定してからまた調整やトレーニング、結構大変だと聞いています。結局活用されていない方も、購入したから助成金を申請するということであれば、あまり意味がないのかなと思うんですね。やはり、実際ちゃんとした調整とトレーニングが済んだと、活用されているという実績がある方が本来申請されるべきものだと思うので、そこは購入者自身だけじゃなくて、そういう耳鼻咽喉科の方の承認も必要ではないかなとは思うんですけれど、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）まさしくご指摘のとおりでございまして、補助金の申請に当たりましては、医師の意見書をちょっと添付してもらうような形で考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件７、加齢性難聴対策についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

次に、その他報告が３件あります。

質疑は全ての報告が終了した後にまとめて承ります。

まず、各種様式等における性別記載欄の見直しについて報告願います。片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）それでは、各種様式等における性別記載欄の見直しについてご説明いたします。

資料をご覧ください。

資料の１、見直しの目的です。

本町では、第３次男女共同参画プランにおいて、多様な性自認・性的指向があることを理解し、お互いの価値観を認め尊重しあえる社会の実現を目指しています。性的マイノリティーの方の中には、様々な手続の中で、男性・女性のみを選択する性別記載欄に対し、自分が認識している性と異なる性を選択することへの抵抗感や苦痛を感じる方もおられます。

そのような状況を踏まえ、全ての方へ配慮した取組を進めるため、町が取り扱う各種様式等において、業務上必要な場合を除き、性別欄を廃止することを目指し、昨年11月に各種様式等における性別記載指針を策定しました。

指針の概要についてです。

２、性別欄に関する基本的な考え方ですが、個人情報の収集について、性別も含め必要以上の情報を取得しないことを大原則としつつ、業務上性別情報が必要な場合については、理由を明らかにするとともに、可能な限り様々な方に配慮した方式を取り入れるようにすることを記載してございます。

２ページをお開きください。

３から６では、対象文書及び昨年10月・11月に実施した一斉見直しの結果とスケジュールについて記載してございます。見直しの結果、現在、様式の変更等準備を進め、４月の本格的運用を目指しております。また、本町のこうした取組について、住民の方に向けホームページにて周知も行ってまいります。

なお、各種様式等における性別記載指針につきましては、資料の３ページ以降にございますので、またお目通しいただければと存じます。

以上で、各種様式等における性別記載欄の見直しについての説明を終わります。

議長（河合弘樹君）次に、ひまわりバスに係る新規バス停の設置等について報告願います。宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）それでは、ひまわりバスに係る新規バス停の設置等についてご説明いたします。

本日の資料としましては、ＳｉｄｅＢｏｏｋｓ版のものとは別に、お手元に４月１日から変更となる運行図・時刻表を配付させていただいております。こちらの資料につきましては、現在調整中のものであるため、本協議会終了後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、ＳｉｄｅＢｏｏｋｓ１ページ目をご覧ください。

１、新規バス停の設置に係る経緯ですが、記載のとおり令和３年度のアンケート調査結果などにより、４か所の増設について検討を進めてきたものです。

２、新設バス停の設置箇所ですが、①イオンモール日根野につきましては、下の図で赤色で示す青葉台方面循環コースを、赤色破線のとおり約1.5キロ延伸の上、イオンモール日根野敷地内に新設いたします。また、②京大体育館前を、赤色の青葉台方面循環コースの京大原子炉体育館付近に、③南山の手台を、緑色のつばさが丘方面循環コースの南山の手台地区前に、④教育子どもセンター前を、往路・復路ともに桃色の自然公園方面循環コースの教育子どもセンター付近に、それぞれ現

行のルート上に新設します。

今回のバス停新設については、熊取町地域公共交通計画の施策事業に基づくバス停の増設検討の取組として行うものです。

また、今回の実施の新規バス停の設置に伴うダイヤ改正に合わせまして、運行内容も一部変更します。

ＳｉｄｅＢｏｏｋｓ２ページ目をお願いします。

３、熊取町役場前での待機時間の変更です。運行事業者との協議により、現行５分の待機時間を、運転手の労働環境の改善などを目的として10分に変更します。

４、運行便数の変更です。これらの変更に伴い運行時間帯に影響が生じるため、現行で利用者数が一番少ない第８便を廃止し、現行の１日８便運行を１日７便運行に変更します。

５、有償運行の再開です。これまで４年間、無償運行を行ってきましたが、財政状況や受益者負担の原則から有償での運行を再開します。

６、今後のスケジュールですが、２月下旬に３月号広報及びホームページで変更概要を掲載し、３月下旬に４月号広報にて新たな運行図・時刻表を全戸配布する予定であり、４月１日からの運用を開始します。

次に、お手元に配付しております運行図・時刻表をご覧ください。

現在調整中のものですが、４月１日からの運行図・時刻表となります。現行の運行図・時刻表をベースに、今回の４か所の新規バス停設置に係る内容を反映したものとしており、運行図の面の左に表示の説明文など、現行内容に合わせて時点修正を加えております。なお、紙面のサイズについては、本日の資料はＡ３判となっておりますが、現行の時刻表と同じ大きさである高さ約40センチ、横約55センチのサイズで作成する予定としております。

ひまわりバスに係る新規バス停の設置等についての説明は以上となりますが、ここで、熊取町地域公共交通計画の作成状況について報告させていただきます。

昨年12月12日の議員全員協議会で計画素案を説明させていただいた後に、第７回熊取町公共交通協議会で審議の上、策定した計画案について、１月23日から２月６日の間で実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、おとつい開催の第８回熊取町公共交通協議会で計画の策定に至りましたので、近々にて熊取町地域公共交通計画を公表するとともに、議員の皆様にも情報提供させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

なお、冒頭にもお願いしましたが、お手元の運行図・時刻表につきましては、本協議会終了後に回収させていただきますので、自席に置いたままとしてくださるようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（河合弘樹君）次に、小学校プール一般開放事業の廃止について報告願います。立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）それでは、小学校プール一般開放事業の廃止についてご説明申し上げます。

１の廃止理由ですが、令和６年度の小学校プール一般開放において、プール監視業務に必要な資格を有する人員が確保できず、安全な事業実施が困難なため一般開放を休止し、代替事業として、すまいるズひまわりドームにおきまして無料開放を実施したところでございます。令和７年度以降におきましても、人員確保が困難なこと、また、委託しても経費が増大することも踏まえ、当事業を廃止するものでございます。

２の小学校プール廃止後の対応ですが、７年度から、すまいるズひまわりドーム室内プールを夏休み期間中、無料開放を行うものです。

３の予算及び例規関係ですが、（１）のすまいるズひまわりドーム室内プール無料開放に係る関係予算と、（２）の小学校プール使用条例の廃止を令和７年３月議会に提案予定でございますので、

よろしくお願いします。

説明については以上でございます。

議長（河合弘樹君）その他報告が終了いたしましたが、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（河合弘樹君）ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時01分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長　　河合弘樹